平成２２年（フ）第２２４１号
札幌市西区福井４丁目２番25号　グリーンハウス202号
債務者　進藤　友和
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２４５号
札幌市厚別区厚別中央４条２丁目26番８―302号
債務者　長谷川由美（旧姓朝倉）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２６４号
札幌市厚別区もみじ台北３丁目２番７―402号
債務者　樋口　千景（旧姓小野）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第２２７７号
札幌市白石区東札幌１条３丁目３番17号　ウエストビレッジ２―106号
債務者　中村　　進
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第８６号
北海道室蘭市八丁平５丁目52番15―24号
債務者　森本美智子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２２年（フ）第９５号
北海道室蘭市高砂町４丁目13番４号
債務者　工藤　優子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２１年（フ）第５８６号
埼玉県狭山市柏原117番地の９　コーポタナカ105、破産申立時の住所埼玉県大里郡寄居町大字富田2939番地５
債務者　大塚不二雄
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８４号
埼玉県深谷市横瀬600番地８
債務者　岩谷　　亮（旧姓梶原）
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２８５号
埼玉県深谷市横瀬600番地８
債務者　岩谷　由紀
1　決定年月日時　平成22年７月29日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２２年（フ）第２０３号
静岡県沼津市大塚1010番地の14　県営原団地H―101
債務者　佐々木忠男
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２５４号
静岡県御殿場市新橋843番地の５　富士見１寮、前住所静岡県御殿場市新橋1589番地の６日研富士見第３寮
債務者　藤欠　妙子
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第２８８号
静岡県田方郡函南町日守64番地の２
債務者　髙山　裕紀
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２２年（フ）第３６号
京都府舞鶴市字女布110番地２の２
債務者　古関　　優
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第３８４号
大阪府羽曳野市古市1496番地の13
債務者　玉木　　篤
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第３８５号
大阪府羽曳野市古市1496番地の13
債務者　玉木　公代
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第４８７号
堺市北区金岡町1415番地２　サンヴァリエ中百舌鳥２号棟801号室
債務者　平川多田養
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第６９７号
堺市中区深井清水町3253番地　南埜第一マンション103号、前住所堺市中区八田西町３丁５番13号　202号
債務者　安達　耕一（旧姓上崎）
1　決定年月日時　平成22年７月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで　大阪地方裁判所堺支部破産係